

# 1. 非正規職員の種類

Q  
1

## 自治体非正規職員の種類は？

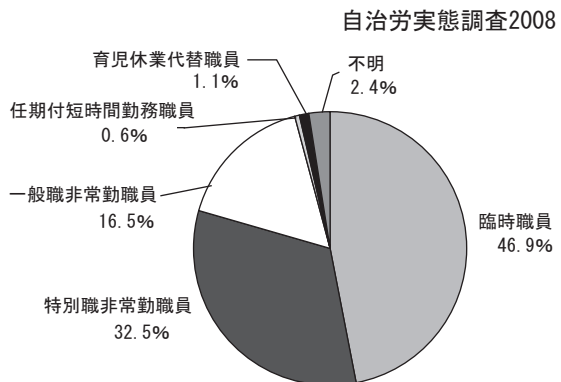
自治体の非正規職員には、臨時職員、一般職非常勤職員、特別職非常勤職員、任期付短時間勤務職員などがあります。

臨時職員、一般職非常勤職員、特別職非常勤職員は、任用上の根拠を地公法の何条に求めるかで分けしたものであり、働き方の違いが明確にあるわけではありません（任用→Q19）。働いている本人や周囲がこの三種類のどれに当てはまるか、意識していないケースも多く、雇用する側の自治体が明確に区別していないことも珍しくありません。

呼び方もさまざまで、嘱託職員、准職員、パート職員、アルバイト職員などと呼ばれることもあります。

同じ仕事、同じ働き方であっても、自治体によって任用根拠が異なっています。このような混乱が生じるのは、すでに自治体で重要な役割を担っている非正規職員を正しく位置づける法律がなく、にもかかわらず自治体が必要に応じて非正規職員をどんどん雇い入れたからです。自治体では、法律に根拠を持たない職員の雇用はできないとされています。

臨時・非常勤等職員の雇用根拠法別比率



（臨時職員、特別職非常勤職員、一般職非常勤職員には「〇と思われる職員」を含む。）

Q  
2

## 臨時職員とは何ですか？

臨時職員（臨時的任用職員）は、地公法22条に基づいて「臨時的任用」される職員をさします。

臨時職員は、非正規職員のなかで最も多い46.9%<sup>(1)</sup>を占めています。

地公法22条では、臨時職員は「緊急の場合」「臨時の職に関する場合」<sup>(2)</sup>に任用するものとされています。「緊急の場合」は、正規職員に欠員が生じた場合に一時的に臨時職員を仕事に就けることを想定しています。「臨時の職」とは、一時的あるいは期間が短く限られている職（仕事）をさします。

しかし、実際には、緊急でも臨時でもなく、慢性的に継続的な仕事に多くの臨時職員が配置されています。

地公法22条は、臨時職員の任用期間を6ヵ月以内とし、さらに6ヵ月以内に1回だけ更新できる（通算1年以内）としています。これはあくまで「緊急の場合」「臨時の職に関する場合」を前提としたものです。

業務が継続しているのに、1年以内の任期で、雇い止めを行うのは不合理です。実際に多くの自治体で、臨時職員が継続的に雇用されており、総務省も「ある臨時・非常勤の職に就いていた者が、任期の終了後（臨職の場合は1年任期満了後をさす）、再度、同一の職務内容の職に任用されること自体は排除されるものではない」<sup>(3)</sup>としています。

もともと臨時職員は、正式任用の例外（臨時的任用）であり、諸条件が正規職員と同じでも構いません。むしろ、補助的な仕事と位置づけたり、短時間勤務や時給で賃金を支払うのは、原則から外れた運用とも言えます。

(1) 自治労実態調査2008

(2) 人事委員会を置く自治体では、加えて「任用候補者名簿がない場合」もある。

(3) 「臨時・非常勤職員及び任期付短時間勤務職員の任用等について」総行公第26号2009年4月24日（以下、総務省09年4月通知）